別表六の二（二十）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六の二（二十）付表において同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成28年旧措置法第68条の14第３項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15第３項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。別表六の二（二十）付表において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「調整前連結税額超過構成額　(7)」の各欄には、「調整前連結税額超過額 (1)−(4)　(5)」の欄に記載された金額が租税特別措置法第68条の15の７第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成28年旧措置法第68条の15の７第１項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「㉕」から「㉗」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二（六）の記載要領第２号、別表六の二（七）付表の記載要領第４号、別表六の二（八）の記載要領第２号、別表六の二（九）の記載要領第２号及び別表六の二（十五）の記載要領第２号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。